

菟田町発達支援型巡回訪問支援事業業務委託仕様書

1. 業務名称

菟田町発達支援型巡回訪問支援事業業務委託

2. 委託の目的

町内の保育所・幼稚園（以下「保育所等」という。）に通う発達に何らかの気になる点がある児童（以下「対象園児」という。）に対し、早期に療育への支援を促し、早期に特性に応じた発育を促進するとともに、発達障がいに係る専門的な知識を有するもの（以下「支援員」という。）の意見を得て保育所等にかかる負荷を軽減することを目的とする。

3. 履行期間

契約期間等は下記のとおりとする。

契約期間：令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで

4. 履行場所

履行場所は下記のとおりとする。

	園名	住所
幼稚園	菟田第一幼稚園	菟田町神田町2丁目34番地14
	尾倉すみれ幼稚園	菟田町大字尾倉3257番地
	菟田みどり幼稚園	菟田町小波瀬1丁目4番地5
	附属菟田幼稚園	菟田町大字上片島1575番地
保育園	善立寺保育園	菟田町神田町1丁目4番地1
	青い鳥保育園	菟田町大字集2286番地
	青い鳥保育園分園	菟田町富久町2丁目11番地1
	与原保育園	菟田町大字下新津1598番地
	白川保育園	菟田町法正寺240番地
	第1ひまわり保育園	菟田町大字新津181番地
	第2ひまわり保育園	菟田町大字提2795番地4
	若久青い鳥保育園	菟田町若久町1丁目8番地3

5. 委託事業の内容

本事業においては、支援員を保育所等に派遣し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 保育所等を利用する対象園児の発達・発育に係る相談に関すること。
- (2) 保育所等の職員に対する助言、指導に関すること。

- (3) 対象園児の保護者等に対する相談、助言指導等に関すること。
- (4) 町及び関係機関との情報交換、連携に関すること。
- (5) 保育所等または町の依頼に応じて行う発達に関する研修に関すること。

6. 支援員の資格

支援員は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等で発達障がいに関する知識を有するもの。
- (2) 障がい児支援施設等において発達障がい児の支援に携わった経験を1年以上有するもの。

7. 事業の実施方法

事業の実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 訪問は、1対象園児に対し年2回とする。1回目の訪問時には対象園児の行動観察及びアセスメントを実施する。おおむね半年経過後、2回目の訪問時にモニタリング評価を行うものとする。
- (2) 保育所等において、保護者等に対して事業内容の説明を付した「個人情報提供同意書」を徴し、提出のあった園児のみを当事業の対象園児とする。
- (3) 保育所等において、訪問を依頼したい対象園児を抽出し、所定の様式を用いて町に提出する。なお、対象年齢及び居住市町村は問わないものとする。
- (4) 町は、前号で提出されたリストを集約し、受注者に提供する。
- (5) 情報提供を受けた受注者は、保育所等と日程調整を行う。
- (6) 訪問は支援員2名以上で行うものとする。
- (7) 訪問当日、支援員はまず、保育所等と、情報の共有や困りごと、助言が欲しい点等について打ち合わせを行う。続いて、対象園児の行動観察を行い、必要に応じて対象園児と直接面談を行う。
- (8) 支援員は、対象園児の状況を所定様式に基づいて記録を行い、行動観察後は、当様式を用いて、保育所等に説明を行う。その際に、具体的な対応方法や支援の必要性について助言を行うものとする。
- (9) 保育所等は、支援員の報告を踏まえ、必要に応じて保護者等に対象園児の状況の説明を行う。
- (10) 対象園児の行動観察及びモニタリング結果については、おおむね半年に1度、事業報告書を町に提出する。報告書を踏まえ、町の関係部局と連絡会議にて情報提供を行う。

8. 留意事項

- (1) 年度途中の入園等で、対象園児として保育所等から追加の希望があった場合、状況に応じて対応する。やむを得ず対応できない場合は、翌年度以降に訪問を行うものとする。

- (2) 訪問後、特に配慮や対応が必要を思われる対象園児については、速やかに町の関係部に連絡を取り、情報共有を行う。
- (3) 保護者の理解が得られず、さらなる助言を保育所等から求められた場合には、随時対応を行う。必要に応じて説明時に同席する。

9. 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は町と協議を行うこと。

10. 業務実施体制の確立

5、7に示す業務について、受注者の専門的知見を十分に活かし、円滑に実施するための実施体制を確立すること。

11. 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に発注者と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

12. 秘密の保持

受注者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。